

標 題：

GMDSS A1 海域以内を航行するギリシャ籍
船舶に要求される図書について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 380

Date : 平成12年11月10日

関係船主・造船所各位

ギリシャ政府は、Ministerial Decision No.1218.38/1/98 に規定されている GMDSS 適用船に要求される図書の内、GMDSS A1 海域以内を航行するギリシャ籍船舶に備えるべき図書について Circular No.4341 により通知しております。

以下にその概要をお知らせします。なお、詳細については、本部材料機装部までお問い合わせ下さい。

-記-

A1 海域を航行するギリシャ籍船舶に備えるべき図書については、次の解釈による。

1. 無線通信士資格証明書は、General Operator's Certificate (GOC)、Restricted Operator's Certificate (ROC)、Long Range Operator's Certificate (LRC) 又は Short Range Operator's Certificate (SRC) のいずれかでよい。
2. 無線業務日誌は、Ministerial Decision Article 11 case4 に規定されているもの。
3. International Telecommunication Union (ITU) Directory 及び the Ship's Station Directory については、A1 海域以内を航行する船舶には要求されない。
4. 船舶が航行する海域内の海岸局の無線通信に関するデータを備えた表は、内航船の場合はサーキュラーNo.4341 の添付-1 から添付-4 で代用できる。
5. Manual for Use by the Maritime Mobile and Maritime Mobile-Satellite Services は、A1 海域以内を航行する船舶には要求されない。
6. 通信料金精算に必要な書類は、通信料金精算会社から入手すること。
7. IMO サーキュラー “GMDSS operating guidance for masters of ships in distress situations” は、サーキュラーNo.4341 の添付-5 で代用できる。

また、ギリシャ国内及び隣接する国までの GMDSS A1 海域を航行し、ギリシャ国内の無線局の VHF/DSC を利用するギリシャ籍船舶に要求される図書は、次の通り。

1. 無線局免許状
2. 無線業務日誌
3. 有効な貨物船安全無線証書、旅客船安全証書又は内航船安全証書

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

4. 無線通信士資格証明書
5. 通信料金精算に必要な書類
6. CircularNo. 4341 の添付-1 から添付-6
7. Ministerial Decision No. 1218. 38/1/98 (B704) の写し

(参考)

- 添付-1 : ギリシャ国内の無線局の VHF/DSC が利用できる範囲を示した地図
- 添付-2 : ギリシャ国内の A1 海域に設置された海岸局施設の表
- 添付-3 : Ministry of Shipping/Port Authority 本部の無線通信施設の表
- 添付-4 : VHF/DSC 設備を有する Port Authorities 及びその ID(MMSI) の表
- 添付-5 : GMDSS 船船長のための遭難時の通信手順
- 添付-6 : 遭難信号の送信及び受信応答に関する指示

以上

お問い合わせ : 材料艀装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019